明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　四
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三三

府令・省令

○内閣府国土交通省令第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一案内標識の部分駐車場の項の次に次のように加える。

サービス・エリア又は駐車場から本線への入口	高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路又は高速道路等に設置されている駐車場において設置を必要とする地点における路端
（117の2）	

別表第一案内標識の部分登坂車線の項中「（117の2－A）」を「（117の3－A）」に、「（117の2－B）」を「（117の3－B）」に改め、同部分都道府県道番号の項の次に次のように加える。

高速道路番号	
（118の3）	
帯	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離

別表第一案内標識の部分総重量限度緩和指定道路の項中「（118の3－A）」を「（118の4－A）」に、「（118の3－B）」を「（118の4－B）」に改め、同部分高さ限度緩和指定道路の項中「（118の4－A）」を「（118の5－A）」に、「（118の4－B）」を「（118の5－B）」に、「（118の4－C・D）」を「（118の5－C・D）」に改める。